

○熊本県薬局機能情報提供制度実施要項

(平成20年1月16日告示第26号)

改正 平成20年11月28日告示第1044号 平成27年8月11日告示第722号
平成28年9月20日告示第819号 平成30年3月27日告示第271号
令和4年1月28日告示第68号

熊本県薬局機能情報提供制度実施要項を次のように定める。

熊本県薬局機能情報提供制度実施要項

第1 目的

この要項は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第8条の2の規定に基づく情報及び知事が必要と認める情報(以下「薬局機能情報」という。)について、薬局開設者が知事に報告する事項及び方法、県による当該情報の公表方法等を定め、住民・患者等による薬局の適切な選択を支援することを目的とする。

第2 薬局機能情報の報告

1 薬局機能情報の報告の方法及び時期(法第8条の2第1項関係)

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号。以下「規則」という。)第11条の2に規定する知事が定める方法は、電磁的方法「くまもと電子申請窓口」(以下「電子申請」という。)により行う方法とする。ただし、これにより難しい場合は、別記様式1「薬局機能情報報告書」による書面での報告により行うことができるものとする。
- (2) 規則第11条の2に規定する知事の定める日は、毎年3月31日とし、その日までに前年の1月1日から12月31日までの実績について報告するものとする。

2 基本情報等の変更の報告(法第8条の2第2項関係)

薬局機能情報のうち規則別表第1第1の項第1号に掲げる基本情報及び同項第3号(1)に掲げる事項の変更の報告の方法は、電子申請により行う方法とする。ただし、これにより難しい場合は、別記様式2「基本情報等変更報告書」による書面での報告により行うことができるものとする。

第3 薬局機能情報の報告先

1 法第8条の2第1項の規定による薬局機能情報の報告

- (1) 電子申請による報告の場合は、薬務衛生課に報告する。
- (2) 書面による報告の場合は、別記様式1「薬局機能情報報告書」を店舗の所在地を管轄する保健所(熊本市内にあつては、薬務衛生課)に提出する。

2 法第8条の2第2項の規定による基本情報等の変更の報告

- (1) 電子申請による報告の場合は、薬務衛生課に報告する。
- (2) 書面による報告の場合は、別記様式2「基本情報等変更報告書」を店舗の所在地を管轄する保健所(熊本市内にあつては、薬務衛生課)に提出する。

第4 薬局機能情報の公表(法第8条の2第5項関係)

規則第11条の6で規定する情報の公表については、インターネット、書面による閲覧又はパソコンモニター画面での表示により公表することとする。

第5 知事が必要と認めて定める情報

「薬局機能情報提供制度実施要領」(平成19年3月26日薬食発第0326026号厚生労働省医薬食品局長通知)で規定する規則で定める事項以外の情報については、公益社団法人熊本県薬剤師会(昭和24年2月14日に社団法人熊本県薬剤師会という名称で設立された法人をいう。)等関係団体と協議しながら、住民・患者等のニーズに対応した項目を定めることとする。

第6 取扱処方箋数の届出

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）第2条の規定に基づく取扱処方箋数の届出については、上記第2の(1)による報告に併せて行うことができるものとする。

第7 その他

本要項第5に規定する項目及び電子申請への入力方法等詳細な取扱いとは別途要領によって定めるものとする。

附 則

この要項は、平成20年1月16日から施行する。

附 則(平成20年11月28日告示第1044号)

この要項は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成27年8月11日告示第722号)

この要項は、告示の日から施行する。

附 則(平成28年9月20日告示第819号)

- 1 この要項は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 この要項による改正後の熊本県薬局機能情報提供制度実施要項の規定は、この要項の施行の日以後にされる薬局機能情報の報告及び基本情報等の変更の報告について適用し、同日前にされた薬局機能情報の報告及び基本情報等の変更の報告については、なお従前の例による。

附 則(平成30年3月27日告示第271号)

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和4年1月28日告示第68号)

この要項は、告示の日から施行する。

別記様式1

別記様式1

[別紙参照]

別記様式2

[別紙参照]